

令和5年2月

置賜広域行政事務組合議会 定例会会議録

令和5年2月20日

置賜広域行政事務組合

出欠議員氏名

出席議員（22名）

1番	相田克平	議員	2番	鳥海隆太	議員
3番	堤郁雄	議員	4番	浅野敏明	議員
5番	渡部正之	議員	6番	赤間泰広	議員
7番	舩山利美	議員	8番	川合猛	議員
9番	山口裕昭	議員	11番	数馬治男	議員
12番	山木義昭	議員	13番	鈴木幸廣	議員
15番	神村建二	議員	16番	今野正明	議員
17番	菅原隆男	議員	18番	遠藤幸一	議員
19番	菅野富士雄	議員	20番	後藤惠一郎	議員
21番	古山繁巳	議員	22番	高野健人	議員
23番	小林嘉	議員	24番	遠藤和彦	議員

欠席議員（2名）

10番	近野誠	議員	14番	淀秀夫	議員
-----	-----	----	-----	-----	----

出席要求による出席者職氏名

理事長	米沢市長	中川勝	代表監査委員	濱田俊明
会計管理者	栗林美佐子	事務局長	村岡学	
消防長	樋口洋介	事務局次長兼総務課長	高橋賢	
施設課長兼 米沢クリーンセンター所長	山口敬次郎	長井クリーンセンター所長	早坂義真	
南陽クリーンセンター所長	佐藤和弘	千代田クリーンセンター所長	梅津憲司	
消防次長兼消防総務課長	数見等	消防次長兼米沢消防署長	吉田雄二	
消防次長兼南陽消防署長	赤井橋政広	予防課長	山木広志	
警防課長	杉原利彦	救急救助課長	高橋清一	
通信指令課長	市川達宏	高畠消防署長	須藤俊明	
川西消防署長	青木信徳			

出席した事務局職員職氏名

議会書記長	三原幸夫	議会主幹	細谷晃
総務課長補佐	加藤芳洋		

議 事 日 程

開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議第 1 号 訴えの提起について
- 日程第 5 議第 2 号 置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画基本構想を議会の議決すべき事件とする条例の廃止について
- 日程第 6 議第 3 号 置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計条例の廃止について
- 日程第 7 議第 4 号 置賜広域行政事務組合事務局設置条例の一部改正について
- 日程第 8 議第 5 号 置賜広域行政事務組合基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議第 6 号 置賜広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議第 7 号 置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議第 8 号 置賜広域行政事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議第 9 号 置賜広域行政事務組合公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議第 10 号 置賜広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議第 11 号 置賜広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議第 12 号 置賜広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議第 13 号 置賜広域行政事務組合一般職の職員の降給に関する条例の設定について
- 日程第 17 発議第 1 号 置賜広域行政事務組合議会の個人情報保護に関する条例の設定について
- 日程第 18 議第 14 号 置賜広域行政事務組合個人情報保護法施行条例の設定について
- 日程第 19 議第 15 号 置賜広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第 20 議第 16 号 置賜広域行政事務組合情報公開条例の一部改正について
- 日程第 21 議第 17 号 置賜地域消防通信指令事務協議会規約に関する協議について
- 日程第 22 議第 18 号 令和 4 年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 議第 19 号 令和 4 年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 24 議第 20 号 令和 4 年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 25 議第 21 号 令和 5 年度置賜広域行政事務組合一般会計予算
- 日程第 26 議第 22 号 令和 5 年度置賜広域行政事務組合消防特別会計予算
- 日程第 27 発議第 2 号 置賜広域行政事務組合議会委員会条例の一部改正について
- 追加日程 閉会中の継続調査について

午後 4 時 00 分 開会・開議

○菅野富士雄議長 本日の会議に欠席通告の議員は、10 番近野誠議員、14 番淀秀夫議員であります。

よって、ただいまの出席議員は 22 名であります。

去る 2 月 9 日招集告示されました令和 5 年 2 月置賜広域行政事務組合議会定例会はここに成立いたしました。

ただいまから、令和 5 年 2 月置賜広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により進めます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○菅野富士雄議長 日程第 1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第 88 条の規定により指名いたします。

15 番 神 村 建 二 議員

21 番 古 山 繁 巳 議員

22 番 高 野 健 人 議員

以上 3 名の方をお願いいたします。

日程第 2 会期の決定

○菅野富士雄議長 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日 1 日間と定めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

.....

午後4時01分 休 憩

○菅野富士雄議長 ここで、暫時休憩いたします。

〔2番 鳥海隆太議員 質問席に移動〕

.....

午後4時02分 開 議

○菅野富士雄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

日程第3 一般質問

○菅野富士雄議長 日程第3、一般質問を行います。

発言を許可いたします。

2番、鳥海隆太議員。

〔2番 鳥海隆太議員 登壇〕

○2番（鳥海隆太議員） 皆さん、こんにちは。米沢市議会の鳥海隆太でございます。今回も前回に引き続き、一般質問をさせていただきたいと思っております。

私の今回の質問は、圏域住民への行政サービスを維持するために必要なのは、予算の確保と設備の充実であるということでありまして、これはどういうことかと申しますと、置広の行政、また我々議会議員もそうなのですが、使命は何かと考えたときに、大きな目的は圏域住民の生命と財産を守る、そして福祉の向上に努める、これが最大の我々が存在する理由ではないかと考えております。そこに必要なのは、やはり予算の確保と設備の充実、そういうことになるのではないかなと考えております。その生命と財産を守る、これを端的に表現してらっしゃるのが私は消防ではないかと思うのであります。日々、火災などがあれば消火活動に携わる、また救命活動に携わる、生命と財産を守る、そういったことをストレートに表現していると私は思うのであります。しかしながら、しかしと言って繋いでいいのか悪いのかですが、前消防10か年計画がありました。この10か年計画の中では、消防の設備等の整備計画が出されておりました。それによって、消防署が新しくなったり、またポンプ車が新しくなったりしてきております。しかしながら、その計画から漏れたといいますか、次の10か年計画の中に先送りされ

た施設があります。それは、米沢消防署、川西消防署でありました。設備もポンプ車両も若干更新の必要なところが残っておりますが、大きなところと言えば、消防署といったところではないかなと思います。この消防署も何不自由なく使えていれば、私は言うことはないのでありますけれども、やはり老朽化しているようなところがほとんどでありまして、この老朽化が非常に業務に支障をきたしているかもしれないと私は思っているのであります。例えば、入ってみるとよくわかるのかなと思うのですが、詳しいところは申し上げませんが、非常にこれが使い勝手がいいのだろうか、不便ではないのだろうか、不具合がないのだろうかと思うようなところが多々あるのではないかなと思います。

そこで、1番目の質問は、米沢消防署の老朽化と施設の不充実さが目立ってきており、業務に支障をきたす恐れがあるかもしれないと確認しておりますが、事務組合としてどのように認識していらっしゃるかお答えいただきたいと思っております。また、見ると、職員が自らかなと思うのですが、色々工夫しながら使いやすいように自分達で整備をしているようなところもあるということでもあります。私は、こういった業務に必要な部分は、職員に任せるのではなくて、しっかりと整備をしてあげるのが、本来、経営者としての筋といいますか、責務ではないかなと思うのであります。職員の皆さんが工夫して頑張っているのはよくわかっていますが、果たしてそのまま職員の皆さんの工夫に任せていいのかなと思う次第であります。

そこで、2番目の質問は、設備などの不充実さを職員の我慢でしのぎ、業務にあたらせるのは如何なものかと。職員が我慢しているのではないかというような感覚のところもあるのですが、傍から見ると、やはりそういうこともあるのではないかと。逆から聞きますと、我慢なんかしていないよと、今で十分やっつけられるということもあるのかもしれないかもしれませんが、やはり設備としてはしっかりと私はすべきではないかなと。それは、今後の10か年計画の中で、建替えが見えているから我慢してくれよということではなくて、必要なものは今だって必要だし、それをやはり我慢でしのがせるのは忍びないと思う次第でもあります。

3番目の質問でありますけれども、圏域住民に喜んでもらえる仕事は良い環境が必要であり、消防10か年計画や施設の狭隘さや予算の関係などで先送りせずに、必要な予算を確保し、創意工夫をもって改善に努めるべきと思うがどうかということでもあります。私は、必ずしも、無下に予算をつけないとか、そういうことではないのだと思うのでありますけれども、しかし、そこは事務局のほうも消防の業務やその状況を酌み取ってあげることも必要なのではないかと。恐らく、事務局のほうとしては不便なところはないとか、聞いているはずなのですが、やはり答えるほうとしては、今で十分という答えになりがちなのではないかなと思うのです。そこを、もう一步踏み込んで、こういうところはどうかと、そのような聞き方もされたら、恐らく今回の私の思うようなところが出てくるのではないかなと思うのであります。そういった意味でも、必要な予算を確保し、創意工夫をもって改善に努めるべきということでもあります。

今回は、消防の環境的な質問ではありますが、やはり良い仕事は良い環境からと考えておりますので、どうかお酌み取りいただきまして、御答弁をお願いしたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○菅野富士雄議長 答弁を求めます。中川理事長。

〔中川理事長 登壇〕

○中川勝理事長 ただいまの鳥海隆太議員の御質問にお答えをいたします。

はじめに「米沢消防署の老朽化と施設の不充実さが目立ってきており業務に支障をきたす恐れがあるかもしれないと確認しているが、事務組合としてどの様に認識しているか」について、並びに「設備などの不充実さを職員の我慢でしのぎ業務にあたらせるのは如何なものか」についてお答えいたします。

消防本部と併設している米沢消防署の庁舎につきましては、昭和46年に建設し、50年が経過しておりますが、耐震診断の結果により「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性は低い」とのことから、現在も継続して使用し、新たな消防10か年整備計画において、令和9年度から新庁舎の建設事業を開始する予定としております。

庁舎の維持管理につきましては、定期的に庁舎内外の巡視を行い、改修計画を策定し、施設の維持及び消防機能の充実を図っているところであります。

設備につきましては、年次計画により修繕を行い、早急な修繕が必要な場合には随時対応することで、業務に支障をきたさないよう設備の維持管理に努めているところであります。また、消防力の維持・強化を目的として購入した資機材等の維持管理につきましては、職員の創意工夫により保管場所を確保するなどして、職場環境を整備し、消防業務、出動体制に支障をきたさないように努めているところであります。

次に「圏域住民に喜んでもらえる仕事は良い環境が必要であり、消防10か年計画や施設の狭隘さや予算の関係などで先送りせずに、必要な予算を確保し創意工夫をもって改善に努めるべきと思うがどうか」についてお答えいたします。

消防の業務は、地域住民の生命及び財産を守り、安全・安心を確保することであり、そのためには、消防力の維持・強化が必要であるとともに、消防職員が心身ともに働きやすい職場環境でなければなりません。

そのための予算措置におきましては、当初予算の編成方針のひとつであります「事業の必要性を見極め、真に必要な経費を計上する」としておりますことから、庁舎建て替えなどを理由に必要な修繕等を先延ばしすることなく、設備等の機能保持を図るとともに、これまで以上に創意工夫を凝らし、働きやすい職場環境の維持に努めてまいります。

以上、御理解を賜りますようお願いいたします。

○菅野富士雄議長 2番、鳥海隆太議員。

○2番（鳥海隆太議員） ありがとうございます。私も十分理解はしているところでありますし、今回どこかにダメ出しをすとか、そういう意図で言っているわけではないのであります。やはり、前線で頑張ってくださいと皆さんの志気を高めたいと。それだけ頑張っているのだからもっといい環境を作れないものなのだろうかと思うわけなのです。その場所などはよくわかっていらっしゃると思うのですが、そこをしっかりと見ていただきたい。確かに、今すぐできることとか、これは先送りしないと整備できないとか色々あるかと思えます。そういうのを洗い出して、しっかりと今できること、やらなければ

いけないことを見つけ出していただきたいなど、そのようにやっていっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○菅野富士雄議長 村岡事務局長。

○村岡学事務局長 議員お述べのとおりでありまして、まずは当然、命に関わるような危険な場所、緊急的に修繕しなくてはいけない場所が優先になりますが、おっしゃっていただきましたとおり、その点は、消防本部、各消防署と十分な協議を踏まえた上で予算の対応をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○菅野富士雄議長 2番、鳥海隆太議員。

○2番（鳥海隆太議員） ぜひお願いしたいと思えます。10か年計画の中で、これから考えるとこだろうなと思うのですが、やはり日々の業務でありますし、労働環境といったことを考えると必要なものは必要ですし、経営側がしっかりとそういった環境を整備してあげる、そこでちゃんと働いてもらう。言葉が悪いかもしれないのですが、労働力の搾取ではないような、しっかりとそのような整備をしていただけて進めていただきたいとお願いを申し上げて質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○菅野富士雄議長 以上で、2番、鳥海隆太議員の一般質問を終了いたします。

午後4時20分 休 憩

○菅野富士雄議長 ここで、暫時休憩いたします。

〔2番 鳥海隆太議員 自席に移動〕

午後4時20分 開 議

○菅野富士雄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議第1号訴えの提起について

○菅野富士雄議長 次に、日程第4、議第1号訴えの提起についてを議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

〔中川勝理事長 登壇〕

○中川勝理事長 ただいま上程になりました議第1号訴えの提起について説明いたします。

本案は、損害賠償の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものであります。

ついて説明いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等に関する所要の改正を行うほか、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年引上げによる所要の改正を行うため提案するものであります。

次に、議第11号置賜広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、国家公務員に準じ、育児参加のための休暇の対象期間を拡大するため提案するものであります。

次に、議第12号置賜広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

次に、議第13号置賜広域行政事務組合一般職の職員の降給に関する条例の設定について説明いたします。

本案は、職員の降給に関し、必要な事項を定めるため提案するものであります。

以上、提案いたしました各議案について、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○菅野富士雄議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第6号から議第13号までの議案8件を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 御異議なしと認めます。

よって、議第6号から議第13号までの議案8件は原案のとおり決しました。

.....

日程第17 発議第1号置賜広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の設定について

○菅野富士雄議長 次に、日程第17、発議第1号置賜広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の設定についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。提出者、1番相田克平議員。

〔1番 相田克平議員 登壇〕

○1番（相田克平議員） ただいま上程になりました発議第1号置賜広域行政事務組合議

会の個人情報の保護に関する条例の設定についてであります。本案は、置賜広域行政事務組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにし、個人の権利利益を保護するため、条例を新たに設定しようとするものであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○菅野富士雄議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり決しました。

日程第18 議第14号置賜広域行政事務組合個人情報保護法施行条例の設定について外2件

○菅野富士雄議長 次に、日程第18、議第14号置賜広域行政事務組合個人情報保護法施行条例の設定についてから、日程第20、議第16号置賜広域行政事務組合情報公開条例の一部改正についてまでの議案3件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

〔中川勝理事長 登壇〕

○中川勝理事長 ただいま上程になりました議第14号から議第16号までの3案件について、一括して説明いたします。

はじめに、議第14号置賜広域行政事務組合個人情報保護法施行条例の設定について説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるため提案するものであります。

次に、議第15号置賜広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

次に、議第16号置賜広域行政事務組合情報公開条例の一部改正について説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に合わせ、開示決定等の期限を延長

できる期間を1日短縮するため提案するものであります。

以上、提案いたしました各議案について、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○菅野富士雄議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第14号から議第16号までの議案3件を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 御異議なしと認めます。

よって、議第14号から議第16号までの議案3件は原案のとおり決しました。

日程第21 議第17号置賜地域消防通信指令事務協議会規約に関する協議について

○菅野富士雄議長 次に、日程第21、議第17号置賜地域消防通信指令事務協議会規約に関する協議についてを議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

〔中川勝理事長 登壇〕

○中川勝理事長 ただいま上程になりました議第17号置賜地域消防通信指令事務協議会規約に関する協議について説明いたします。

本案は、置賜広域行政事務組合と西置賜行政組合が、消防通信指令事務を共同して管理し、及び執行することを目的として、置賜地域消防通信指令事務協議会を設置するに当たり、その規約を定めることについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるため提案するものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○菅野富士雄議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第17号を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 御異議なしと認めます。

よって、議第17号は原案のとおり決しました。

.....

日程第22 議第18号令和4年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）外2件

○菅野富士雄議長 次に、日程第22、議第18号令和4年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）から、日程第24、議第20号令和4年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第3号）までの議案3件は、議事の都合により一括議題いたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

〔中川勝理事長 登壇〕

○中川勝理事長 ただいま上程になりました議第18号から議第20号までの3案件について、一括して説明いたします。

はじめに、議第18号令和4年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,657万2千円を減額し、補正後の予算総額を37億2,468万7千円とし、また、し尿受入施設整備事業費について、継続費の年割額を補正し、総額を14億4,836万円とするほか、活性炭販売業者への損害賠償請求事件に関する経費について、令和4年度から結審する日の年度まで債務負担行為を設定し、限度額を弁護士と協議の上定める、事件が解決した際の報酬と訴訟に必要な費用の実費相当額を合計した額とするとともに、千代田クリーンセンターごみ焼却施設運転管理業務について、令和4年度から令和9年度まで債務負担行為を設定し、限度額を588万9千円とし、さらに、養護老人ホーム南陽やすらぎ荘指定管理業務について、債務負担行為の限度額を1,668万円とするものであります。

歳出であります。総務費では、訴訟提起による報償費を増額、民生費では、運営事業費において財源組替を行うほか、衛生費では、各クリーンセンター費及びし尿受入施設整備事業費において、契約差額などを減額するものであります。

これらに伴う財源であります。諸収入を増額する一方、分担金及び負担金、使用料及び手数料を減額するものであります。

次に、議第19号令和4年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万3千円を追加し、補正後の予算総額を580万4千円とするものであります。

歳入の財産収入において、ふるさと市町村圏基金運用利子の利率上昇により増額となることから、歳出の積立金において、同額を増額するものであります。

次に、議第20号令和4年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ485万5千円を減額し、補

正後の予算総額を23億9,323万7千円とするものであります。

歳出であります。消防費では、常備消防費において、契約差額などを減額する一方、ガソリン等の単価高騰に伴い燃料費を増額するほか、消防施設整備事業費では、新型コロナウイルス感染症防止対策整備等の契約差額を減額するものであります。

これらに伴う財源であります。増加が見込まれる危険物取扱手数料を増額する一方、分担金及び負担金、消防施設整備事業債を減額するものであります。

以上、提案いたしました各議案について、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○菅野富士雄議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第18号から議第20号までの議案3件を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 御異議なしと認めます。

よって、議第18号から議第20号までの議案3件は原案のとおり決しました。

ここで、あらかじめお諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後5時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議が定刻の午後5時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することに決まりました。

.....

日程第25 議第21号令和5年度置賜広域行政事務組合一般会計予算外1件

○菅野富士雄議長 次に、日程第25、議第21号令和5年度置賜広域行政事務組合一般会計予算及び日程第26、議第22号令和5年度置賜広域行政事務組合消防特別会計予算の議案2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。中川理事長。

〔中川勝理事長 登壇〕

○中川勝理事長 ただいま上程になりました議第21号及び議第22号の2案件について、一括して説明いたします。

まず、令和5年度の本組合予算編成についてであります。廃棄物処理施設の老朽化

に伴う延命化のほか、適正かつ安定的な維持管理に努めること、また、消防においては、より一層の住民の安心、安全の確保が求められていることから、更なる消防力の充実、強化に努める所存であります。

予算編成に当たっては、構成市町の厳しい財政状況を十分に認識し、構成市町との連携を図りながら「最少の経費で最大の効果を挙げる」という行財政運営の基本に立ち、基本方針として、1、人件費及び臨時的経費などを除く管理運営費分担金について目標額を設定し、その額に基づく編成を行うこと。2、施設の維持補修費は、一般会計にあつては「施設整備・補修計画」の額、消防特別会計にあつては「消防10か年整備計画」の額を基本とすること。3、安易な歳出増にならないよう、これまで以上に創意工夫を凝らし、徹底的に無駄を排除すること。この3点を方針として予算編成を行ったところであります。

はじめに、議第21号令和5年度置賜広域行政事務組合一般会計予算であります。

ただいま申し上げました方針を基本に、「豊かで快適な圏域づくり」を実現するため、次の事項を重点的に推進するものとしたところであります。

1点目ではありますが、東南置賜2市2町のし尿処理を一本化し、下水と一括処理を行うため、米沢浄水管理センター地内に、令和4年度から令和6年度までの継続事業として、し尿受入施設の建設工事及び設計施工監理業務委託を行うものとしたところであります。

2点目は、爆発事故による復旧を図り、安定的な処理を推進するため、長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設の復旧工事を行うものとしたところであります。

3点目は、各施設において、電気料金の値上がりを受け、光熱水費や施設管理委託料等を増額することとしたところであります。

以上が重点事項ではありますが、これらに加え、各施設は、老朽化が進んでいる状況にあり、整備計画に基づき適切で効果的な施設維持を行うなど、効率的な管理に努めてまいります。

以上の内容から、一般会計の歳入歳出予算総額は、43億737万円となり、対前年度比で5億5,594万4千円、率にして14.8%の増額となっております。

以下、予算の概要について説明いたします。

歳出ではありますが、議会費では、議会運営に要する経費として140万2千円を計上しております。

総務費では、広域連携事業費で広域連携の研究推進に要する経費を計上したほか、電算共同処理事業費で、インボイス制度対応等により増額とする一方、広域交流拠点施設整備事業費で施設改修工事等の完了による減額などで、7億1,845万5千円を計上しております。

民生費の南陽養護老人ホーム費では、指定管理料などの経費として2億951万4千円を計上しております。

衛生費では、年次計画に基づく各施設の維持補修に要する経費を計上したほか、し尿受入施設整備事業費で、建設工事等に要する経費が増額となり、28億3,144万2千円を計上しております。

土木費では、千代田クリーンセンターが所管する浅川ふれあい公園の管理経費として490万2千円を計上しております。

公債費では、組合債の元利償還金及び一時借入金利子として、5億3,835万5千円を計上しております。

以上、歳出予算の主なものを説明申し上げましたが、当該経費の歳入財源につきまして、分担金及び負担金では、対前年度比27.0%増の31億6,824万7千円、使用料及び手数料では、対前年度比1.0%増の9億5,357万4千円を計上しております。

また、繰入金で5,907万2千円、諸収入で1億156万9千円を計上するほか、国庫支出金、財産収入などを計上するものであります。

以上が一般会計当初予算の概要であります。

次に、議第22号令和5年度置賜広域行政事務組合消防特別会計予算について説明いたします。

さきほど申し上げました方針を基本に、圏域住民の生命、財産を守り、地域の安心、安全を確保するため、関係市町及び消防団、関係機関と密接な連携を図るとともに、次の事項を重点的に推進するものとしたところであります。

1点目ではありますが、消防力の維持を図るため、査察広報車及び米沢消防署資機材搬送車の更新を行うものとしたところであります。

2点目は、令和6年4月から西置賜行政組合と通信指令業務を共同運用することに伴い、高機能消防指令センター整備工事及び施工監理業務委託を行うものとしたところであります。

以上の内容から、消防特別会計の歳入歳出予算総額は、30億9,225万8千円となり、対前年度比で6億9,330万1千円、率にして28.9%の増額となっております。

以下、予算の概要について説明いたします。

歳出ではありますが、消防費では、常備消防費で消防職員218名及び消防事務関係職員の人件費、消防救急デジタル無線に係る保守点検業務委託料のほか、旅費、需用費などの経費を含め、19億7,488万3千円を計上しております。

消防施設整備事業費では、重点事項で申し上げた消防車両2台の更新費用として、1,275万7千円を計上しております。

通信指令共同運用事業費では、当該事務関係職員の人件費のほか、高機能消防指令センター整備工事及び施工監理業務委託に要する経費などの増額で、8億7,953万6千円を計上しております。

公債費では、組合債の元利償還金及び一時借入金利子として、2億2,218万2千円を計上しております。

以上、歳出予算の主なものを説明申し上げましたが、当該経費の歳入財源につきまして、分担金及び負担金では、対前年度比3.3%減の22億349万4千円、組合債では、対前年度比775.6%増の8億6,860万円を計上するほか、繰越金、諸収入などを計上するものであります。

以上が消防特別会計当初予算の概要であります。

提案いたしました各議案について、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○菅野富士雄議長 ただいまの説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第21号及び議第22号の議案2件を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 御異議なしと認めます。

よって、議第21号及び議第22号の議案2件は原案のとおり決しました。

.....

日程第27 発議第2号置賜広域行政事務組合議会委員会条例の一部改正について

○菅野富士雄議長 次に、日程第27、発議第2号置賜広域行政事務組合議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。提出者、1番相田克平議員。

〔1番 相田克平議員 登壇〕

○1番（相田克平議員） ただいま上程になりました発議第2号置賜広域行政事務組合議会委員会条例の一部改正についてであります。本案は、令和4年度をもって計画期間の満了を迎える第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画について、置賜定住自立圏の形成に伴い、次期計画を策定しないことから、第1委員会が所管する内容を改めるものであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○菅野富士雄議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がございませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号を原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり決しました。

.....

午後5時01分 休 憩

○菅野富士雄議長 ここで、暫時休憩いたします。

.....

午後5時11分 開 議

○菅野富士雄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

追加日程 閉会中の継続調査について

○菅野富士雄議長 ここで、お諮りいたします。

ただいま、第1委員会委員長今野正明議員、第2委員会委員長小林嘉議員、第3委員会委員長遠藤幸一議員、議会運営委員会委員長相田克平議員から、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 御異議なしと認めます。

よって、この際、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決まりました。

直ちに閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員会における所管事務の調査について、お手元に配付の閉会中の継続調査申出書のとおり申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野富士雄議長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については、申し出のとおり決しました。

.....

閉 会

○菅野富士雄議長 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年2月置賜広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。
御苦勞様でございました。

午後5時12分 閉 会

議 長 菅 野 富 士 雄

署 名 議 員 神 村 建 二

署 名 議 員 古 山 繁 巳

署 名 議 員 高 野 健 人